

ARIBの動き

第122回業務委員会が開催される

第122回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成18年10月11日(水) 午前10時から11時まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

- (1) 専務理事から、周波数変更対策及び総務省の高速無線LAN、2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステム、デジタルラジオ等にふれた挨拶がありました。
- (2) 事務局から、ブラジル対応のARIBの体制及び活動状況について説明がありました。
- (3) 事務局から、平成19年度税制改正要望書について説明がありました。
- (4) 事務局から、「次世代放送技術に関する研究会」の開催について説明がありました。
- (5) 事務局から、アナログ周波数変更対策の進捗状況について報告がありました。
- (6) その他
事務局から、当会の最近の活動状況について報告がありました。

「DTV Workshop」(11月15日(水))開催のお知らせ
(2006年国際放送機器展(Inter BEE 2006)における海外来場者対応セミナー)

当会のデジタル放送技術国際普及部会 (DiBEG)

は、11月15日(水)～17日(金)に幕張メッセで開催される2006年国際放送機器展 (Inter BEE 2006) において、昨年に引き続き以下の要領による海外来場者対応セミナーを後援します。

講師の講演は、日本語で行い、海外来場者には、英語の同時通訳を行います。海外来場者にご参加を呼びかけて下さいますようお願い申し上げます。

1 日時 : 平成18年11月15日 (水) 午後1時から5時まで

- 2 会場： 日本コンベンションセンター（幕張メッセ）国際会議場2階 201号室
- 3 主催： 社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)
- 4 後援： 社団法人電波産業会デジタル放送技術国際普及部会(ARIB/DiBEG)
- 5 セミナーの趣旨： 海外に我が国のデジタル放送技術・製品を紹介するとともに、我が国の地上デジタル放送方式(ISDB-T)の普及を図る。

6 プログラム

司会： 吉田 良 氏（日本電気(株)／JEITA放送システム専門委員会主査）

[講演]

1. ブラジルにおけるISDB-Tの普及活動を振り返って
杉本 篤実 氏（ARIB／DiBEG）
2. 地上デジタル放送の全国展開に向けて
 - (1) 基調講演「2011年デジタル移行完了への道程」
高山 享 氏
（日本テレビ放送網(株)／全国地上デジタル放送推進協議会）
 - (2) SFNを用いたネットワーク技術、実例
安藤 嘉高 氏（日本放送協会）
 - (3) 離島への放送波中継技術
唐澤 和茂 氏（日本無線(株)）
 - (4) 山間僻地における地上デジタル放送再送信技術について
尾崎 泰己 氏（(株)NHKアイテック）

7 定員： 100名程度（事前登録不要、無料）

* 詳細は、Inter BEE 2006のホームページの「同時開催」のページ
(<http://bee.jesa.or.jp/2006/ja/conference/dtv.html>) を参照してください。

電気通信・放送行政の動き

無線局免許手続規則等及び関係告示の改正案に関する意見募集
浮揚式S-VDRの導入及び衛星EPIRB等に使用する周波数の追加
(10月10日付総務省報道発表から)

総務省は、浮揚式S-VDRの導入及び衛星EPIRB等が使用する周波数の追加に伴う無線局免許手続規則等及び関係告示の改正案を作成しました。

つきましては、この改正案について、平成18年11月9日（木）までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

1 改正の背景等

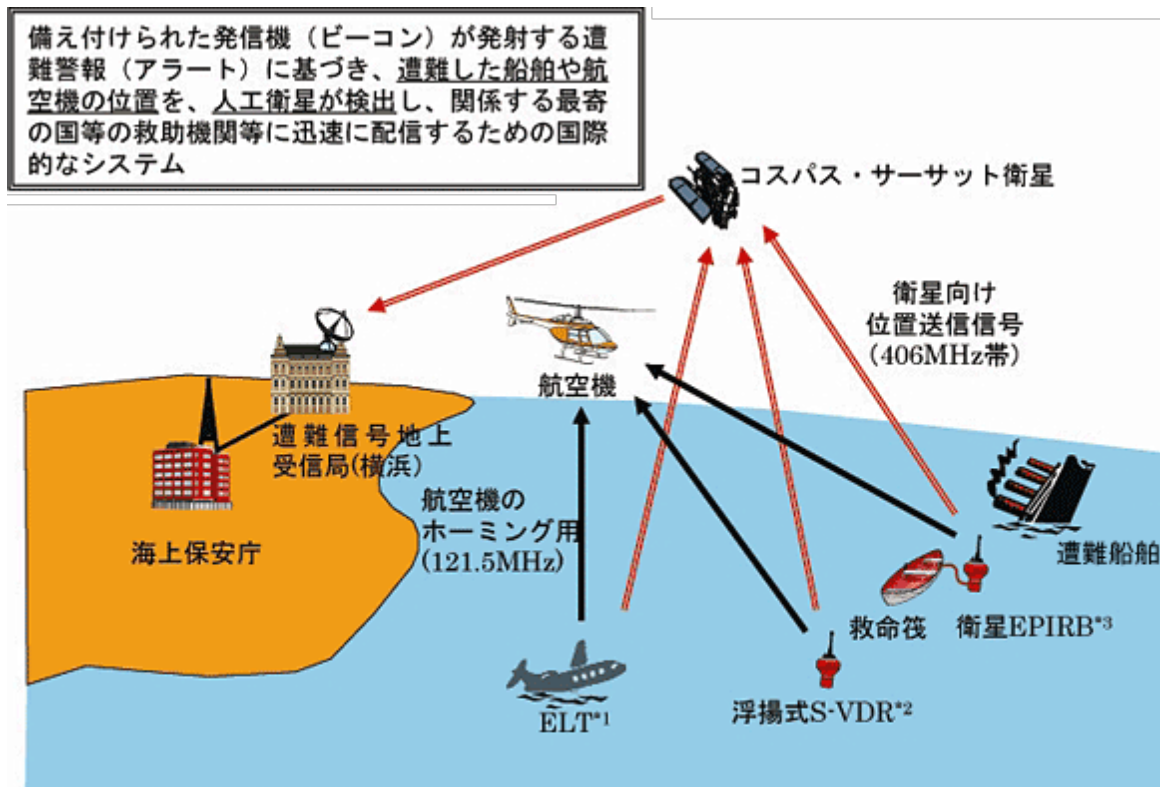
(1) 浮揚式S-VDRの導入

海難事故原因の調査に資するための情報記録装置であるVDR（Voyage Data Recorder：航海情報記録装置）又はS-VDR（Simplified Voyage Data Recorder：簡易型航海情報記録装置）の設置を義務付ける、海上人命安全条約が発効したことに伴い、これらの設備である浮揚式S-VDRの導入に係る無線局免許手続規則等及び関係告示（以下「関係省令等」といいます。）の整備を行う必要があります。

(2) 衛星EPIRB等に使用する周波数の追加

衛星EPIRB（Emergency Position Indicating Radio Beacon：非常用位置指示無線標識）等コスパス・サーサットシステム（搜索救助衛星システム。図1参照）を利用した無線設備は、遭難した船舶や航空機の位置を知らせる設備として、世界中で利用されています。このたび、近年の利用増大を踏まえたコスパス・サーサット合同委員会の決定に基づき、衛星EPIRB等に使用する周波数（406.037MHz）を追加することとなったことから、関係省令等の整備を行う必要があります。

(図1) コスパス・サーサットシステム（搜索救助衛星システム）概要図



- *1 Emergency Locator Transmitter（航空機用救命無線機）
- *2 Simplified Voyage Data Recorder（簡易型航海情報記録装置）
- *3 Emergency Position Indicating Radio Beacons（非常用位置指示無線標識）

2 関係省令等の改正の概要

- (1) 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の様式に浮揚式S-VDRの項目及び衛星EPIRB等の新たな周波数を追加。（無線局免許手続規則）

- (2) 登録点検事業者等が行う点検の実施項目に浮揚式S-VDRの電気的特性の点検項目を追加。（登録点検事業者等規則）
- (3) 浮揚式S-VDRの機器に係る型式検定の合格の条件及び型式検定合格の場合の機器の型式名を表示するための記号等を追加、並びに衛星EPIRBの機器の型式検定の合格の条件に規定する使用する周波数を変更。（無線機器型式検定規則）
- (4) 関係告示の改正

ア 電波法施行規則関係

- 1) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第6条ノ4の規定による型式承認を受けた浮揚式S-VDRの機器を型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器の対象として追加。
- 2) 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検方法に浮揚式S-VDRの点検方法を追加。
- 3) 浮揚式S-VDRの操作を無線従事者の資格を要しない簡易な操作対象として追加。
- 4) 船舶局等における浮揚式S-VDRに係る変更工事を許可を要しない工事設計の軽微な事項の対象として追加。
- 5) 航空機局の具備すべき電波に「406.037MHz」を追加。
- 6) 電波法施行規則の項の繰下げに対応するのに合わせ、沿海区域を航行する船舶局に係る規定を整備。

イ 無線設備規則関係

- 1) 浮揚式S-VDRの技術的条件の細目を規定。
- 2) 衛星EPIRBの技術的条件に規定する使用する周波数に「406.037MHz」を追加。
- 3) 浮揚式S-VDRの制御器を照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器の対象として追加。

ウ 無線機器型式検定規則関係

- 1) 無線機器の型式検定に係る試験の方法に浮揚式S-VDRの機器の測定回路及び測定方法を追加。
- 2) 浮揚式S-VDRの機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件の細目を規定。

エ 無線従事者規則関係

無線従事者養成課程の実施要領、無線従事者の長期型養成課程の実施要領及び船舶局無線従事者証明に係る訓練要領に浮揚式S-VDRに関

する授業科目等を追加。

オ 登録点検事業者等規則関係
電気的特性の点検方法に係る規定の整備。

3 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、関係省令等の改正を速やかに行うこととします。

なお、浮揚式S-VDRの導入及び衛星EPIRB等に使用する周波数の追加に伴う、電波法施行規則、無線局運用規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案については、平成18年7月13日から平成18年8月11日までの意見募集期間に2件の賛成の意見を頂き、また、平成18年9月13日に電波監理審議会から諮問のとおり改正することが適当であるとの答申を受けていますので、原案のとおり改正することとし、今回意見募集を行う関係省令等の改正と併せて公布・施行する予定です

なお、意見提出要領等の詳細は、

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061010_3.html)を参照して下さい。

ページの先頭に戻る ▲